

**「建設業許可の手引(Ver.12)」を改訂しました。
改訂点は以下のとおりです。**

1 主な改訂箇所

- 文字のフォントをユニバーサルデザインフォントに変更しました。(一部、変更が難しい箇所については、変更していません。)また、体裁を整えるため、chapter を外しました。
- 電子申請した申請書類を確認書類として使用する場合、**送信記録票**が必要となります。
電子申請も通常の紙申請と同様に 5 年の保存期間を経過すると、データが削除されますので、各自で適切に保管してください。
- 経營業務の管理責任者(口)該当について、必要となる書類を明示しました。(P177)
- 有資格区分コードについて(P45～47、P188～193)
登録技能者の資格を追加し、一部取得出来る業種に誤りがあったため、修正しました。
- 譲渡及び譲受認可申請のうち、個人事業主から法人成した際の申請方法について、法人設立前の申請も可能としました。その他認可申請についても、説明を追加しました。
- 特定営業所技術者について、指導監督的実務経験の確認書類に注文書を追加しました。
- 健康保険証についての記載を削除しました。
- 登記されていないことの証明書について、日本国籍かつ日本在住の方は、本籍地の記載は不要です。
- 経營業務の管理責任者等の変更届(様式第22号の2 第一面)の記載方法を変更しました。(P234)
- 役員かつ株主の方が、非役員・株主になった場合についての記載方法を追加しました。(P255)
- 様式の変更
令和 8 年 8 月 1 日より、別とじ用表紙を変更しています。令和 8 年 9 月 1 日から変更後の様式を必ず使用してください。
また、行政書士は職印の押印場所も変更となっています。
詳細は静岡県庁建設業課のホームページを御確認ください。
<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsu/1003484/1028868.html>

2 その他

建設業許可の手引(Ver.12)については、令和8年10月19日以降の申請及び届出から適用します。
(変更届の記載方法について、令和8年10月30日までを移行期間とします。)

3 問合せ先

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課

電話 054-221-3058

E-mail:kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp